平成２４年（フ）第２５０号
佐賀市富士町大字古湯749番地
債務者　香月さゆり
1　決定年月日時　平成24年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２２号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙362番地１
債務者　大津　義守
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１２３号
佐賀県西松浦郡有田町立部甲218番地
債務者　金子　忠満
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１３６号
茨城県牛久市田宮町388番地の４
債務者　横山　英人
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１４５号
茨城県取手市白山５丁目26番21号、前住所茨城県守谷市小山317番地の14　セザール取手西308
債務者　鈴木　　進
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第２００号
長野県松本市大字里山辺1052番地４　チェリトリーレジデンス１－Ａ
債務者　柳田　慎一
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第４７５号
兵庫県西宮市仁川町４丁目３番30―102号、前住所兵庫県西宮市広田町11番31―101号
債務者　井尻　由美
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４７６号
兵庫県西宮市仁川町４丁目３番30―102号、前住所兵庫県西宮市広田町11番31―101号
債務者　井尻　美香
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４９５号
兵庫県尼崎市東園田町７丁目11番地の33
債務者　馬見新純子（旧姓戸高）
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５２１号
兵庫県西宮市甲子園七番町20番５―302号、前住所兵庫県西宮市甲子園八番町２番３号
債務者　山根ひろみ
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５２７号
兵庫県尼崎市立花町２丁目３番７号　ハイツＴＳ301号、前住所兵庫県尼崎市栗山町１丁目23番１―403号
債務者　渡邊貴美恵
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５１号
愛媛県宇和島市夏目町２丁目３番12号
債務者　浅井由紀子
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第１０２号
福岡県嘉麻市鴨生48番地３
債務者　佐野美奈江
1　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第１０４号
宮城県大崎市古川米倉字上屋敷163番地７、従前の住所宮城県大崎市古川諏訪１丁目５番30号
債務者　勝又　孝義
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１２３号
福島県郡山市横塚３丁目17番13号　ニューシティ村上201号
債務者　安田　幸夫
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第４４号
栃木県那須塩原市井口1173番地10　サン・ガーベラⅡ―203号、住民票上の住所栃木県真岡市東沼1565番地１
債務者　池上　彰彦
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第５２３号
千葉県我孫子市下ケ戸1818番地の23
債務者　黒澤　理恵
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部